

# BTMU CHINA WEEKLY

発行：三菱東京UFJ銀行 国際業務部 中国業務支援室

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 海外アドバイザー事業部 中国グループ 情報開発チーム

## EXPERT VIEW:【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は2008年3月上旬から下旬に公布または施行された法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

|  |   |
|--|---|
| <p>[政策]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「国務院弁公庁のサービス業発展加速の若干の政策措置に関する実施意見」(国弁発[2008]11号、2008年3月13日発布)</li> <li>○「商務部の我が国の流通分野現代物流の発展加速に関する指導意見」(商改発[2008]53号、2008年3月3日発布)</li> </ul> <p>[規則]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「財政部、税関総署、国家税務総局の国内購入材料の輸出加工区等税関特別監督管理区域搬入の税還付政策適用に関する通知」(財政[2008]10号、2008年2月2日発布、同年2月15日実施)</li> <li>○「建物登記弁法」(建設部令第168号、2008年2月15日公布、同年7月1日施行)</li> <li>●「財政部、国家税務総局の企業所得税の若干の優遇政策に関する通知」(財税[2008]1号、2008年2月22日発布、同年1月1日実施)</li> <li>○「国家税務総局の『地区を跨る経営の企業所得税合算納税徴収管理暫定施行弁法』の印刷・発布に関する通知」(国税発[2008]28号、2008年3月10日発布、同年1月1日施行)</li> </ul> | <p>サービス業の発展のための政策措置について、地方及び国務院各部門に指示したもの。詳細は下記の解説をご参照。</p> <p>上記「実施意見」でも述べられている現代物流の発展について、指針を示したもの。政策・措置のうち企業に関係するものとしては、①「輸入奨励技術・製品目録」に記載の現代物流技術・設備を一般貿易方式で輸入する場合、「輸入利子補填資金管理暫定施行弁法」(商務部と財政部が制定予定)により、利子補填方式で支援すること、②モデル工事とされたプロジェクトに一定の政策的支援を付与すること、③中西部の物流産業に外資を積極的に誘致すること、などがある。</p> <p>増値税輸出還付が取り消された材料を輸出加工区等に搬入する場合の還付の取扱いに関する通知。①区内の建設に使用する物資は還付せず、②区内の生産企業が生産に使用する皮革、鋼材、アルミ材、非鉄金属材料は法定税率で還付(品目リストあり)、③区内生産企業が「実質的加工」をせず転売、輸出、保税での区外への搬出は不可、④区内の非生産企業が購入し搬入する場合には適用せず、など。</p> <p>「物権法」(2008年10月1日施行)に基づいて制定された建物の登記に関する規則。これにより廃止となる「都市不動産権利帰属登記弁法」(1997年10月27日公布、2001年8月15日改正法施行)に比べ、登記の対象・形式、登記簿制度、登記手続きなどが細かく定められている。</p> <p>新企業所得税の下でのソフトウェア・半導体企業や証券投資ファンドに対する優遇、外商投資企業の過年度の配当利益に対する免税などに関する通知。詳細は下記の解説をご参照。</p> <p>今年1月15日付で発布された「省・市を跨ぐ総・分支機構企業所得税分配及び予算管理弁法」(本誌3月12日号をご参照)に基づいて制定された分支機構がある場合の企業所得税の納付方法についての規則を通知したもの。「主体的な生産経営機構を持つ二級分支機構」(注:その地で増値税・営業税を納付している</p> |
|--|---|

|  |   |
|--|---|
|  | 分支機構を指すと見られる)は、納税額全体の 50%に一定比率を乗じた税額を所在地の税務局に月毎または四半期毎に予納し、年度末に総機構で清算するとされている。分公司での税務処理が増える点に注意が必要。 |
|--|---|

## ●企業所得税の優遇に関する通知が出る

財政部と国家税務総局の上記表中の通知により、新しい「企業所得税法」の下での優遇措置が発表された。旧税法の下での優遇の経過措置については、本誌でも取りあげているように、たびたび通知が出ているが、新しい優遇措置についての通知はこれが初めてである。その要点は、次のとおり。

### 1. ソフトウェア産業と半導体産業の発展奨励の優遇政策

- ① ソフトウェア生産企業が、増値税徴収・即時還付政策により還付された税額を、ソフトウェア製品の研究開発及び拡大再生産に使用したときは、(その所得を)課税所得とせず、企業所得税を徴収しない。
- ② 新設のソフトウェア生産企業は、認定により、利益獲得年度から第1年と第2年は企業所得税を免除し、第3年から第5年は半減とする。(注:認定の条件・手続きは、従来の規定(「ソフトウェア企業認定基準及び管理弁法(試行)」2000年10月16日施行)によると見られるが、詳細は分からない。)
- ③ 国の計画配置内にある重点ソフトウェア生産企業が、当年に免税の優遇を享受していないときは、10%の税率で企業所得税を徴収する。(注:国の計画配置内にある重点ソフトウェア生産企業の認定条件・手続きは、従来の規定(「国家計画配置内重点ソフトウェア企業認定管理弁法」2006年1月1日施行)によると見られる。)
- ④ ソフトウェア生産企業の従業員訓練費用は、実際に発生した額により課税所得の計算時に控除することができる。
- ⑤ 企業・事業単位がソフトウェアを購入し、条件に適合するときは、固定資産または無形資産として計上することができ、主管税務機関の認定を得れば、償却期間を短縮することができる。ただし、最短2年とする。
- ⑥ 集積回路設計企業は、上記のソフトウェア企業の企業所得税政策を享受する。
- ⑦ 集積回路生産企業の生産設備は、主管税務機関の認可を得れば、減価償却期間を短縮することができる。ただし、最短3年とする。
- ⑧ 投資額が80億円超または集積回路の線幅が0.25 $\mu$ m(マイクロメートル)以下の集積回路生産企業は、15%の税率で企業所得税を納付することができる。そのうち経営期間が15年以上のものは、利益獲得年度の第1年度から第5年度まで企業所得税を免除し、第6年から第10年まで半減とする。
- ⑨ 線幅が0.8 $\mu$ m以下の集積回路製品の生産企業は、認定により、利益獲得年度から第1年度と第2年度の企業所得税を免除し、第3年から第5年を半減とする。
- ⑩ 2008年1月1日から2010年末まで、集積回路生産企業、パッケージ企業の投資者が、取得した企業所得税納付後の利益を直接にその企業の増資に投資し、または他の集積回路生産企業、パッケージ企業の資本とし、経営期間が5年以上の場合、再投資部分についてすでに納付した企業所得税の40%を還付する。また、同じ期間に、国内外の経済組織が投資者として、国内から取得した企業所得税納付後の利益を中西部地区に設立する集積回路生産企業、パッケージ企業またはソフトウェア製品の生産企業の資本として投資し、経営期間が5年以上の場合、再投資部分についてすでに納付した企業所得税の80%を還付する。ただし、いずれも5年未満で投資を引き揚げた場合は、すでに還付した企業所得税を追納する。

## 2. 証券投資基金の発展奨励の優遇政策

①証券投資基金が証券市場から取得した収入(株式・債券売買の差額収入、株式の配当金収入、債権の利息収入など)、②投資者が証券投資基金の分配により取得した収入、③証券投資基金の管理者が基金を運用して得た株式・債券売買の差額収入、に対しては、暫時企業所得税を徴収しない。

## 3. 外国投資者への利益配当に対する優遇政策

2007 年末までの外商投資企業の未処分利益を 2008 年以降に配当する場合は、企業所得税を免除する。ただし、2008 年以降に追加された利益を配当する場合は、企業所得税を徴収する。(注:「企業所得税法」により 10%の税率で課税される。)

## 4. その他

2007 年以前に適用されていた、①就業・再就業、②オリンピック及び万博、③社会公共利益、④債務の株式転換、資産整理、組織改編、所有制改革、国有企業の株式化などの企業改革、⑤農業及び国家備蓄に関係するもの、⑥その他の 6 つの面での一定期間の企業所得税優遇については、規定の方法・期間により執行する。

## ●サービス業の発展に関する政策が出る

昨年 3 月に国務院から「サービス業の発展加速に関する若干の意見」(国発[2007]7 号)が発表され、今後のサービス業の発展方針・目標が示されたが、その具体的な政策・措置に関する文書が国務院弁公庁から発表された。

この文書では、サービス業の発展について多方面にわたって政策・措置の指針が述べられているが、その中で、対外開放に関しては次の点があげられている。

- ・商務部は関係部門とともにサービス貿易の中長期発展計画の制定に注力し、条件のある地区及び都市でのサービス業アウトソーシングセンターの建設を促進する。その公共基盤整備と企業発展のため、中央の対外貿易発展基金の専用資金を使用する。
- ・各金融機関は、条件に適合するサービス貿易にモノの貿易と同等の利便を提供し、サービス貿易企業の外貨管理を改善し、合理的な外貨使用を保証する。
- ・交通部は関係部門とともに中国資本船舶の外国船籍経営問題の解決に注力し、国際運航船隊を発展させる。上海、天津、大連などの国際運航センターの建設を加速し、それらの保税港区でのサービス業の対外開放の新しい試験を奨励する。

また、サービス業に対する税の優遇については、次の点があげられている。(外商投資企業に関係しないと思われるものは省略。)なお、具体的な方法については、財政部と国家税務総局が関係部門とともに規則を制定すると述べられている。

- ・サービス企業の実際に発生した研究開発費に対し、企業所得税の控除を認める。
- ・蘇州工業園區での先進技術型サービス企業を奨励する企業所得税、営業税の政策的実験を加速し、ソフトウェア開発、情報技術、知的財産権サービス、工事コンサルティング、技術普及、サービスのアウトソーシング、現代物流など奨励類の生産性サービス業への税優遇を拡大する。  
注:蘇州工業園區では 2005 年 9 月から各種サービス企業に対して税優遇が適用されてきたが、新企業所得税法の下でもこれを継続するものと見られる。
- ・農林牧畜漁業でのサービス業務に従事して得た所得に対し、企業所得税を減免する。
- ・自主革新、省エネ・排出削減、資源節約利用などのサービス業に対する税優遇を拡大する。
- ・サービス業での個人所得税の総合課税方式と分離課税方式を結合する試験を拡大する。
- ・雇用者が多く、資源消費・汚染排出が少ないサービス企業に対し、雇用者数に応じて補助または所得税優遇を与える。

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社  
国際事業本部 海外アドバイザー事業部  
池上 隆介

# CHINA WEEKLY

## WEEKLY DIGEST

### 【経済】

◆**人民銀行アンケート 49%が「物価高は受容し難い」**: 中国人民銀行(中央銀行)は20日、2008年第1四半期の全国都市部預金者アンケート調査を発表した。生活保障の引上げ等が反映されて、35.2%が「所得が増加した」と回答。一方、インフレへの不満は依然強く、49.2%が「物価高は受容し難い」と回答し、「物価は高めだが受容できる」の回答を初めて上回った。2007年第1四半期の同回答の数字25.9%からみても急上昇しており、食料品を中心とした物価高が住民生活を圧迫していることが明らかになった。

◆**1-2月都市部固定資産投資 24.3%上昇**: 国家統計局によると、今年1-2月の都市部の固定資産投資は8,121億元で、前年同期比24.3%増加した。増加率は昨年通年の25.8%を下回ったものの、依然として高水準が続いている。不動産開発の伸び率が高く、同32.9%増の2,374億元。産業別では、第一次産業54億元(同77.0%増)、第二次産業3,350億元(同26.1%増)、第三次産業4,717億元(同22.6%増)となった。

◆**2月 全国70主要都市の不動産価格上昇率 前月比0.4ポイント低い10.9%**: 中国発展改革委員会、国家統計局の調査によると、2月の全国70大都市の不動産価格は前年同月比10.9%上昇。うち新築物件の販売価格は同11.8%上昇し、いずれも上昇率は前月比0.4ポイント低下した。値上がり率が顕著であったのはウルムチ、寧波、海口、南寧、北京の5都市で、それぞれ24.2%、18.9%、18.9%、18.8%、16.5%の上昇。一方、前月比で価格が低下した都市は上海、広州、深セン、重慶等14都市に上った。不動産の価格抑制政策の効果が現れ始めたものと見られている。

### 【産業】

◆**中国捺染業 投資条件を厳格化**: 国家発展改革委員会は、捺染業の省エネ、環境基準を厳しくする「捺染業市場参入条件」を公布した。実施は3月1日。今後、捺染業の新規、拡大プロジェクトを行う場合、産業構造調整目録の制限類、淘汰類に該当する技術の立ち遅れた生産工程と設備の使用を禁止、プロジェクトと同時に環境保護設備の設計、施行、稼働の励行等の条件が盛り込まれている。

### 【金融・為替】

◆**中央銀行 2007年国際金融市場報告発表**: 中国人民銀行(中央銀行)は19日に発表した「2007年国際金融市場報告」で、世界的な発展の不均衡、原油価格の高騰、貿易保護主義の台頭等が世界経済の成長と国際金融市場の運営における潜在的なリスクになるとし、2008年の世界経済について、先進諸国は鈍化し、発展途上国は引き続き急速に伸びるとの予測を示した。また、米国サブプライムローン問題が金融市場にもたらした影響については、金融機関のリスク認識の低下に因るものとの見方を示した。一方、2007年の中国の金融市場について、対外開放がさらに進み、国際市場への影響力が増加したことを指摘。引き続き中国資本の国際市場への参入を積極的に推進する方針を明らかにした。

◆**天津濱海新区 非上場株のOTC設立認可**: 国務院は14日、「濱海新区総合改革試験方案」を承認。中国初の非上場株のOTC(店頭取引: 取引所を経由せず当事者間で相対で取引するもの)が天津に設置されることとなった。華北に位置する天津市を華東の上海、華南の深センに並んで第3の金融センターとすることで、東北、中西部の発展を牽引することが期待されている。なお、実施に当たっては、具体的な実施細則等の策定が必要な為、実際の稼働には今後1-2年かかるものと見られている。

## 人民元の動き

| 日付         | Open   | Range         | Close  | 前日比     | JPY Close | 前日比     | HKD Close | 前日比     | EUR Close | 前日比     | 金利 (1wk) | 上海A株 指数 | 前日比       |
|------------|--------|---------------|--------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|----------|---------|-----------|
| 2008.03.17 | 7.0830 | 7.0815~7.0891 | 7.0830 | -0.0064 | 7.3233    | 0.2666  | 0.9115    | 0.0011  | 11.1800   | 0.1438  | 2.5400   | 4008.39 | -149.1300 |
| 2008.03.18 | 7.0851 | 7.0814~7.0871 | 7.0815 | -0.0015 | 7.2840    | -0.0393 | 0.9113    | -0.0002 | 11.1626   | -0.0174 | 2.5000   | 3850.78 | -157.6100 |
| 2008.03.19 | 7.0649 | 7.0630~7.0745 | 7.0630 | -0.0185 | 7.2004    | -0.0836 | 0.9075    | -0.0038 | 11.1209   | -0.0417 | 2.4260   | 3947.93 | 97.1500   |
| 2008.03.20 | 7.0545 | 7.0512~7.0552 | 7.0516 | -0.0114 | 7.0938    | -0.1066 | 0.9059    | -0.0016 | 10.9555   | -0.1654 | 2.4260   | 3992.41 | 44.4800   |
| 2008.03.21 | 7.0560 | 7.0510~7.0593 | 7.0540 | 0.0024  | 7.0826    | -0.0112 | 0.9066    | 0.0007  | 10.8860   | -0.0695 | 2.4100   | 3984.32 | -8.0900   |

## RMB レビュー&アウトルック

米ドルが対主要通貨で大幅下落となる中、今週の人民元は先週末比小幅高となる7.0830でオープンした。全人代会期中(18日閉幕)は同水準での小幅な値動きとなったが同会議終了後の19日には前日比約180ポイント高の7.0630まで上昇。その後も上昇速度を早め、21日には為替制度変更後の最高値となる7.0510を示現した。尚、18日に中銀は預金準備率の0.5%引き上げ(本件後15.5%、3/25から実行)を発表している。全人代期間中に比較的小幅な値動きとなっていた人民元為替相場であるが、同会期中に米ドルは対主要通貨で大幅な下落となっており、人民元の対米ドル為替相場の上昇余地は広がっていることが考えられる。今週の人民元為替相場は3月末に向け、心理的目線である7.0000を試す展開となるかに注目したい。

(市場営業部 為替営業推進グループ グローバル営業ライン)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。